

# ○津山工業高等専門学校における 先進教育に関する表彰規程

〔平成22年10月5日〕  
規程第17号

改正 平成29年11月29日規程第40号

(目的)

**第1条** 津山工業高等専門学校（以下「津山高専」という。）における教育の充実・発展を図るため、先進教育に関する各分野で顕著な業績を挙げた者を表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

**第2条** 表彰の種類は、「先進教育授業実践賞」、「先進教育研究指導賞」、「先進教育課外活動指導賞」、「先進教育論文賞」、「先進教育出版賞」並びに「先進教育支援貢献賞」とする。

(推薦)

**第3条** 各組織の長は、所属する教職員が前条に掲げる表彰を受けるに相応しいと判断した場合は、推薦書を校長へ提出する。

(選考)

**第4条** 第2条各賞の候補者の選考は、前条の推薦を受け付けた後、別に定める選考基準に基づき、企画会議が行う。

(表彰)

**第5条** 表彰は、毎年度1回実施し、校長が表彰状を授与することにより行う。

(事務)

**第6条** 先進教育に関する表彰の候補者の選考及び表彰に伴う事務は、関係委員会等の協力のもと、総務課において行う。

**附 則** (平成22年10月5日規程第17号)

この規程は、平成22年10月5日から施行する。

**附 則** (平成29年11月29日規程第40号)

この規程は、平成29年11月29日から施行する。